



# 令和6年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

文京区福祉部

障害福祉課 給付指導係





# 令和6年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

1. R6年度を含め近年義務化された事項
2. R6年度報酬改定による減算・見直し
3. 検査での主な指摘事項について
4. 移動支援について





# 令和6年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

## 1. R6年度を含め近年義務化された事項



すけだち





# 1. R6年度を含め近年義務化された事項

- (1) 感染症対策 (全サービス) R6
- (2) 業務継続計画BCP (全サービス) R6
- (3) ハラスメント対策 (全サービス) R3
- (4) 虐待防止の対策 (全サービス) R4
- (5) 身体的拘束の適正化 (就労定着・自立生活・相談支援をのぞく全サービス) R4
- (6) 安全計画・送迎車安全装置 (児発・放デイ) R6





## (1) 感染症対策 (全サービス) R6年4月より義務化

### ▶ 感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止等に関する取組みについて

- 1 感染症及び食中毒の予防、まん延の防止の委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- 2 感染症及び食中毒の予防、まん延の防止の指針(マニュアル)を整備する。
- 3 従業者に、感染症及び食中毒の予防、まん延の防止の研修・訓練を定期的を実施する。

訪問系・相談系サービス 委員会 (6か月に1回以上)、研修・訓練 (年1回以上)

施設系・児童系サービス 委員会 (3か月に1回以上)、研修・訓練 (年2回以上)





## (2) 業務継続計画BCP（全サービス）R6年4月より義務化

### ■ 業務継続計画BCPの策定等について

- 1 感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するために、**業務継続計画（BCP）**を策定し、必要な措置を講じること。
- 2 従業者に、業務継続計画について**周知**し、**研修・訓練**を定期的実施（年1回以上）する。（※障害者支援施設は、年に2回以上）
- 3 定期的に業務継続計画の**見直し**を行い、必要に応じて業務継続計画を**変更**する。





### (3) ハラスメント対策 (全サービス) R3年4月より義務化

■ セクシュアルハラスメント防止及びパワーハラスメント防止のための措置について

- 1 ハラスメントへの対応方針等の明確化 (例: セクハラ・パワハラ防止指針)
- 2 従業者への対応方針の周知・啓発をする。
- 3 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 (相談担当者を定め、従業者に周知) を行う。
- 4 被害者への配慮のための取組み
- 5 被害防止のための取組み

} ※4,5は取り組むことが望ましいこと





## (4) 虐待防止の対策 (全サービス) R4年4月より義務化

### ▶ 障害者虐待防止の更なる推進について

- 1 虐待防止委員会を定期的<sup>に</sup>開催 (年に1回以上) し、その結果を従業者に周知徹底する。
- 2 従業者に、虐待防止の研修<sup>を</sup>定期的<sup>に</sup>実施 (年1回以上) する。
- 3 上記措置を適切<sup>に</sup>実施するための担当者<sup>を</sup>置く。
- 4 指針 (マニュアル) を整備する。 (努力義務)

※令和6年4月より未実施減算適用





## (5) 身体的拘束の適正化

(就労定着・自立生活・相談支援をのぞく全サービス) R4年4月より**義務化**

### ▶ 身体的拘束の適正化について

- 1 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他**必要な事項を記録**する。
- 2 身体拘束の適正化の委員会を**定期的**に開催（年1回以上）し、その結果を従業者に**周知徹底**を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針（**マニュアル**）を整備する。
- 4 従業者に、身体拘束等の適正化のための研修を定期的**に**実施（年1回以上）する

※令和6年4月より未実施減算額見直し





## (6) 安全計画 (障害児通所支援事業所) R6年4月より義務化

### ▶ 安全計画について

- 1 設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所内外での安全計画を策定する。
- 2 従業者に、安全計画について周知するとともに、研修・訓練を定期的実施する。
- 3 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容などについて周知する。
- 4 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。





## (6) 送迎車安全装置

(児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス) R6年4月より**義務化**

### ■ 送迎車安全装置について

- 1 乗車・降車の際に点呼等により、児童の**所在を確認**しなければならない。
- 2 送迎車を運行するときは、**ブザー等の装置**を備え、所在の確認を行わなければならない。

※ブザー等の安全装置の設置義務付け（令和5年4月より）だけでなく、乗車及び降車時の確実な方法による**所在の確認**が必要





# 令和6年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

## 2. R6年度報酬改定による減算・見直し





## 2. R6年度報酬改定による減算・見直し

- (1) 情報公表 未報告減算 (全サービス)
- (2) 虐待防止措置 未実施減算 (全サービス)
- (3) 身体的拘束適正化措置 未実施減算  
(特定サービス 減算見直し)
- (4) 業務継続計画 未策定減算 (特定サービス 経過措置)





## (1) 情報公表未報告減算 (全サービス)

新設

- ▶ 障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)上、**未報告** となっている障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

- 1 報告内容 **既存**事業所 『基本情報』 『運営情報』  
**新規**事業所 『基本情報』

※前年度と情報に変更がない場合でも、毎年度の報告が必要

- 2 減算の扱い 施設・居住系サービス 所定単位数の **10%減算**  
訪問・通所系サービス 所定単位数の **5%減算**



## (2) 虐待防止措置未実施減算 (全サービス)

新設

- ▶ 虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じていないと所定単位数を減算する。
  - 1 虐待防止委員会を定期的を開催（年に1回以上）する。
  - 2 虐待防止研修を定期的を実施（年に1回以上）する。
  - 3 虐待防止担当者を配置する。
  - 4 虐待防止指針（マニュアル）を整備する。（※努力義務）



上記の措置を講じていないと、所定単位数の**1%減算**



### (3) 身体的拘束適正化措置未実施減算

R 6年度より見直し

■ 身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていないと、所定単位数を減算する。

- 1 身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- 2 身体拘束等の適正化の委員会を定期的を開催（年に1回以上）し、結果を従業者に周知徹底する。
- 3 身体拘束等の適正化の指針（マニュアル）を整備する。
- 4 身体拘束等の適正化の研修を定期的実施（年に1回以上）する。



上記の措置を講じていないと、施設・居住系サービス 所定単位数の **10%減算**  
訪問・通所系サービス 所定単位数の **1%減算**



## (4) 業務継続計画未策定減算 (経過措置)

新設

▶ 業務継続計画を策定していない場合、必要な措置を講じていない場合、所定単位数を減算する。

- 1 感染症や非常災害に対する**業務継続計画**を**策定**する。
- 2 従業者に業務継続計画を周知し、**研修・訓練**を定期的（年に1回以上）に行う。
- 3 定期的に業務継続計画を**見直し**、必要に応じて変更を行う。



上記の措置を講じていないと、施設・居住系サービス 所定単位数の**3%減算**

訪問・通所系サービス 所定単位数の**1%減算**

### ※経過措置 (R7.3.31まで)

- ①感染症の予防・まん延防止の指針
- ②非常災害に関する具体的計画を策定している場合、**適用外**  
(※②の策定が求められていないサービスは②不要)



# 令和6年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

## 3. 検査での主な指摘事項について





### 3. 検査での主な指摘事項について

- (1) 契約書・重要事項説明書の不備
- (2) 会計の区分
- (3) 個別支援計画の不備
- (4) 掲示物の不備





## (1) 運営規程・契約書・重要事項説明書の不備

- 1 契約書・重要事項説明書を利用者に **交付**していない。  
**日付・署名**がもれてる。
- 2 運営規程・契約書・重要事項説明書に**齟齬（矛盾）**がある。  
(例) 営業時間・サービス提供時間が異なり矛盾する。  
利用料金・支払方法が異なり矛盾する。
- 3 運営規程・契約書・重要事項説明書の**記載が不十分**  
(例) 徴収する料金の記載がない。  
サービス内容やサービス提供開始日の記載がない。

※サービスごとに、運営規程に記載する必要のある項目は異なる。





## (2) 会計の区分

- 1 事業所ごとに会計を区分していない。  
複数の事業所を持つ法人は、事業所ごとに会計を区分する必要がある。
- 2 事業ごとに会計を区分していない。  
複数の事業を提供する事業所は、事業（サービスごと）に会計を区分する必要がある。

※就労系の事業では、事業（サービスごと）だけでなく、作業種別でも区分する必要がある。

区分の方法 = 合理的な基準に基づき按分  
(例) 時間割合、面積割合、収入割合等





### (3) 個別支援計画の不備

- 1 個別支援計画を**作成**していない。  
(個別支援計画の**作成**は、サービス提供責任者の**重要業務**である。)
- 2 利用者へ個別支援計画を**説明・交付**していない。**日付・署名**がない。  
(計画の目標や内容について**説明**し、速やかに**交付**する必要がある。)
- 3 受給者証の更新や支給決定量の変更等の際に、個別支援計画を**変更**していない。  
定期的実施状況の把握、サービスの質の評価を行い、必要に応じて計画を**変更**しなければならない。





## (4) 掲示物の不備

1 必要な掲示物を**掲示**していない。

(運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項、虐待防止啓発物、苦情相談窓口)

※掲示物を**クリアファイル**に入れておくのでもよい。

(壁に掲示しなくても、見たい時に見られるようにするのが重要)





# 令和6年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

## 4. 移動支援について

※ここから先は、移動支援の事業所のみご視聴ください。  
それ以外の事業所は、受講の報告をお願いします。





## 4. 移動支援について

- (1) 通学支援の対象について
- (2) 移動支援の不正疑いについて





## (1) 通学支援の対象について

### 1. 今まで

- ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・大学 ・高等専門学校
  - ・特別支援学校 ・義務教育学校（小・中） ・中等教育学校（中・高）
- （学校教育法第1条に規定）

### 2. これから（R7年度より）

- ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・大学 ・高等専門学校
- ・特別支援学校 ・義務教育学校（小・中） ・中等教育学校（中・高）
- ・専修学校（※1） ・各種学校（※2）（※1 同法第124条 ※2 同法第134条第1項に規定）



専修学校・各種学校の生徒も、**通学支援**の対象となる。





## (2) 移動支援の不正疑いについて

### 1. 移動手段の不正疑い（車・自転車など）

- ・原則は**徒歩**か**公共交通機関**
- ・車両支援には、登録・許可が必要

### 2. サービス提供時刻の不正疑い

- ・提供時刻を**操作**して、日中 → 早朝・夜間で請求
- ・ // 0.5時間 → 1時間で請求

### 3. 利用者確認サイン・印の不正疑い

- ・利用者に実績記録票を見せずに、**勝手に**押印・サイン

利用者・家族からの**苦情**、近隣住民・事業所職員からの**告発**により判明  
**悪質な不正は遡及して返還請求する**





# 令和6年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

お忙しいなかご視聴いただき、ありがとうございました。  
このあとは、視聴完了報告を兼ねたアンケートへのご協力をお願いいたします。



すけだち

